

「衝突回避半二重方式通信」システム事件

【事件の概要】

拒絶査定不服審判（請求棄却）に対する審決取消訴訟で、請求が認容された事例

【事件の表示、出典】

平成24年6月28日判決言渡

知的財産高等裁判所平成23（行ケ）第102666号 審決取消請求事件
裁判所HP

【参照条文】 特許法第29条第2項

【キーワード】 容易想到性

1. 事実関係

本願は、平成9年12月19日（パリ条約による優先権主張・外国庁受理1997年1月8日、米国）に出願した特願平10-530908号の一部を平成18年6月20日に新たな出願としたものである（特願2006-170128号。発明の名称「衝突回避半二重方式通信システム」）。原告は、平成20年7月22日付け手続補正書により特許請求の範囲の記載を補正したが、平成21年1月19日付けで拒絶査定がなされた。これに対し、原告は、平成21年4月27日、拒絶査定に対する不服審判の請求（不服2009-9073号）をしたが、特許庁は、平成23年4月4日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月19日、原告に送達された。

【請求項6の記載】

第1のメッセージを通信装置から受信して、第2のメッセージを前記通信装置に送出し、そして前記第1のメッセージが繰り返されるか否かを判断するコントローラであって、前記コントローラに接続されたカウントダウン衝突タイマーと、を備え、
前記コントローラは、前記第1のメッセージが繰り返される場合、前記カウントダウン衝突タイマーを前記第1のメッセージが繰り返される最短の時間間隔より短い所定の時間期間に設定し、前記カウントダウン衝突タイマーが満了していない場合にだけ、前記コントローラは前記第2のメッセージを前記通信装置に送信する、
ここにおいて、前記コントローラに接続されたカウントダウンタイムアウトタイマーであって、前記カウントダウン衝突タイマーが満了し、そして、前記第1のメッセージが繰り返される場合に、前記カウントダウンタイムアウトタイマーがタイムアウト期間に設定されるタイマーを備え、
さらに、前記通信装置に対する即時の送信が許可されない場合に、前記第2のメッセージを蓄積するために前記コントローラに接続されているバッファを備える半二重方式通信システムにおいてメッセージ衝突を防止する装置

2.争点

- (1) 引用発明の認定、本願発明と引用発明との一致点及び相違点の認定の誤りの有無
- (2) 相違点に係る容易想到性判断の誤りの有無

3.裁判所の判断

裁判所は、争点(2)(相違点に係る容易想到性判断の誤り)についてのみ判断し、審決を取り消すべきものとした。

【裁判所の判断】

ある時間期間において信号の送信を制限するに当たり、該時間期間において起動し満了するタイマーを設定し、該タイマーの動作中には信号の送信を制限し、該タイマー満了後に信号の伝送を許可する手段を用いることが、当該技術分野において常套手段であり、引用発明において第1のメッセージが送信されるまで第2のメッセージの即時の送信を禁止することに替えて、上記常套手段を適用したとしても、本願発明のように、カウントダウン衝突タイマーが満了していない場合にだけ、第2のメッセージが通信装置に送信され、カウントダウン衝突タイマーが満了し、第1のメッセージが繰り返される場合に、カウントダウンタイムアウトタイマーをタイムアウト期間に設定し、それにより、予期されている繰り返しメッセージが到達しない場合に、無制限に待ち状態となることを防止することについて、容易に想到することができたとはいえない。審決は、相違点(3)に関し、本願発明では、所定の時間後の第2のメッセージを、第1のメッセージと衝突を起こすことがなくなるまで即時の送信が許可されないようにするに当たり、カウントダウンタイムアウトタイマーを設けて、第1のメッセージが繰り返し送信される時間期間に該カウントダウンタイムアウトタイマーを動作させて第2のメッセージの即時の送信を禁止すると認定し、引用発明において第1のメッセージが送信されるまで第2のメッセージの即時の送信を禁止することに替えて、上記常套手段を用いることにより、所定の時間期間後に起動し第1のメッセージが送信されるまで動作するタイマーを設けて、第2のメッセージの即時の送信を禁止する構成に想到することは容易であると判断するが、上記のとおり、本願発明は、カウントダウン衝突タイマーが満了しない場合にだけ、第2のメッセージが通信装置に送信されるとともに、カウントダウンタイムアウトタイマーにより、第1のメッセージが到達しない場合に、待ち状態を中断して無制限に待ち状態となることが防止されるのであって、第2のメッセージの送信の可否がカウントダウンタイムアウトタイマーによって決定されるものではない。審決の相違点(3)に関する上記認定、判断は、本願発明におけるカウントダウン衝突タイマー及びカウントダウンタイムアウトタイマーの技術的意義を誤解するものであって、失当である。

4.検討

機能部品の技術的意義の観点から容易想到性の判断を検討した事例であり、情報通信分野において参考になるものと思われる。

(弁護士 清水 亘)